

募集

親子で楽しくふれあい遊び



子育て交流センター
「大きくなっておめでとう！」

問合せ／子育て交流センター (979-8800)

親子で楽しくからだを動かしながら、子どもの成長を一緒に祝いませんか。きのいい羊達の先生と1日身体を動かして楽しく遊ばしましょう。



▲昨年度のイベントの様子

○日時

2月15日(土) 10時～15時30分

○内容・時間・場所・対象

①スキップを回りながらふれあい遊び

時間／10時～11時

場所／かなみ知恵の和館 多目的室

対象・募集組数／歩ける子～未就園児とその保護者30組(要申し込み、先着順)

②身体を動かすことを楽しむ

時間／13時30分～14時30分

場所／かなみ知恵の和館 多目的室

対象・募集組数／年少児～年長児とその保護者30組(要申し込み、先着順)

③チャレンジコーナー(マット遊びや跳び箱など)

時間／10時～12時、13時～15時30分

場所／文化センター文化のプラザ

対象／小学生までの子とその保護者

その他／申し込み不要。出入り自由です。

○申込み

①、②は申し込みが必要です(先着順)。2月1日(土)～2月9日(日)に子育て交流センター窓口または電話でお申し込みください。

募集

子育て世代の身近なより所に



ふじのくに少子化突破戦略応援事業
子育てサロン・まある

申込み・問合せ／子育てコーディネーター(子育て交流センター内：979-8800)

紙芝居、パネルシアター、ふうせん遊びなどで楽しく親子で遊びませんか。参加無料です。

○日時・場所

2月6日(木)：畑毛区公民館、2月8日(土)：間宮区公民館、2月17日(月)：八ツ溝区公民館、2月26日(水)：平井区公民館
10時～11時(開始前に受け付けあり)

○注意事項

- 開催日によって内容が変わります。
- 会場により人数制限をかける場合や悪天候などにより中止になる場合があります。当日参加可能ですが、できるだけ事前にお申し込みください。

(受付時間：火曜日～土曜日の9時～12時)

募集

子育て世代の身近なより所に

ふじのくに少子化突破戦略応援事業
わくわく公園・なわとびで体づくり

申込み・問合せ／子育て交流センター (979-8800)

柏谷公園で、幼児・児童の体育指導者のもと、親子ふれあいあそびを開催します。なわとびをしながら足腰を鍛えて強い体づくりをしませんか。参加無料です。

○日時

2月8日(土) 14時～15時15分

○場所

柏谷公園(集合場所：時計台前)

○場所

町内在住の年長児～小学3年生の親子30組(先着順)

○申込み

2月5日(水)までに、子育て交流センター窓口または電話でお申し込みください。

募集

新規の調査員お待ちしています



介護認定調査員

問合せ／福祉課 (979-8126)

申請者の自宅や病院、施設を訪問し、調査を行う介護認定調査員を募集します。

○募集人数

若干名

○応募資格

- 普通自動車運転免許を有し、富士市・伊東市方面(片道1時間程度)まで運転できる人
- 介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格をお持ちの人
- パソコン操作(エクセルなど)ができる人

○勤務概要

勤務場所／函南町役場 福祉課

勤務日／平日のうち、週3日～5日程度

勤務時間／8時30分～17時15分のうち、3～6時間程度

勤務内容／介護保険要介護認定に伴う訪問調査(月20件程度)、認定調査票・特記事項の作成

○申込み

2月28日(金)までに電話でお申し込みください。選考方法など詳細は後日連絡します。

募集



地域包括ケアフォーラム

「人生会議」について共に考える

問合せ／地域包括支援センター (978-1700)

「人生会議」という言葉を目にすることが多くなりました。自分らしく生きることを、自分自身で考え、意思決定できるようになるためには、自分が望む生活を明確にすることが大切です。皆さんと医療や保健福祉を支える多職種で「人生会議」について共に考えるフォーラムを開催します。

○日時

2月29日(土) 13時30分～16時30分

○場所

函南町役場2階 大会議室

お知らせ

令和元年12月21日から



静岡県「特定最低賃金」改正

問合せ／静岡労働局賃金室 (054-254-6315)

県内の特定の産業に従事される労働者に適用される「特定最低賃金」について、令和元年12月21日から改正された金額が発効しました。このため、既に令和元年10月4日に改正されている「静岡県最低賃金」と併せ、県の最低賃金(時間額)は、次のとおりとなります。

○地方別最低賃金

静岡県最低賃金 885円
(効力発生日：令和元年10月4日)

○特定最低賃金

工業用ゴム製品等製造業	897円
鉄鋼、非鉄金属製造業	935円
輸送用機械器具等製造業	950円
情報通信機械器具等製造業	919円
各種商品小売業	886円

○注意事項

- 「静岡県最低賃金」と「特定最低賃金」の両方が適用される場合には、各発効日時点における最低賃金額の高い方が適用となります。
- 詳細は、静岡労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>)をご覧ください。